

## 第29表 刑法犯等の重点犯罪

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯等の認知・検挙状況

罪 種	令 和 4 年				前	
	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)	認知件数	
<b>総 数</b>	<b>1,323</b>	<b>1,270</b>	<b>1,211</b>	<b>96.0</b>	<b>100</b>	
重 要 犯 罪	殺 人	91	84	86	92.3	8
	強 盗	228	236	318	103.5	△28
	侵 入 強 盗	45	52	73	115.6	△12
	非 侵 入 強 盗	183	184	245	100.5	△16
	放 火	62	59	51	95.2	9
	強 制 性 交 等	248	214	205	86.3	29
	強 制 わ い せ つ	639	621	492	97.2	75
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	55	56	59	101.8	7	
<b>総 数</b>	<b>2,722</b>	<b>2,489</b>	<b>911</b>	<b>91.4</b>	<b>△64</b>	
重 要 窃 盗 犯	侵 入 窃 盗	2,111	2,157	748	102.2	△143
	うち) 空 き 巣	657	655	175	99.7	14
	うち) 忍 込 み	148	162	44	109.5	△35
	うち) 居 空 き	64	45	30	70.3	△13
	うち) 金 庫 破 り	81	76	46	93.8	△3
	うち) 事 務 所 荒 し	138	101	49	73.2	△69
	うち) 出 店 荒 し	513	585	162	114.0	△33
	自 動 車 盗	179	161	34	89.9	△12
	ひ っ た く り	128	66	38	51.6	64
す り	304	105	91	34.5	27	
<b>主 要 知 能 犯</b>	<b>-</b>	<b>399</b>	<b>372</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	

数値：刑事総務課（主要知能犯※脚注7は、捜査第二課の手集計による。）

(2) 暴力団犯罪の検挙状況

罪 種	令 和 4 年			前	
	検挙件数	検挙人員	うち) 構成員	検挙件数	
<b>総 数</b>	<b>2,646</b>	<b>1,490</b>	<b>440</b>	<b>55</b>	
刑 法 犯	<b>総 数</b>	<b>1,779</b>	<b>951</b>	<b>322</b>	<b>234</b>
	うち) 凶 悪 犯	27	45	7	5
	うち) 暴 行 ・ 傷 害	208	232	67	24
	うち) 恐 喝	73	80	41	13
	うち) 窃 盗	706	87	14	110
	うち) 詐 欺	561	282	105	106
特 別 法 犯	うち) 賭 博	9	53	3	△3
	<b>総 数</b>	<b>867</b>	<b>539</b>	<b>118</b>	<b>△179</b>
	うち) 銃 刀 法	12	8	5	△2
	うち) 売 防 法	-	-	-	△7
うち) 大 麻 法 ・ 覚 取 法	656	380	79	△176	

注1 刑法犯については、第30表の脚注を参照のこと。

2 強制性交等については、第31表の脚注を参照のこと。

3 詐欺については平成31（令和元）年より追加したもの。

4 認知件数とは、警察において発生を認知した刑法犯の事件の数をいい、事件の発生地を管轄する警察署の認知件数とする発生地計上方式を取っている。刑法犯の検挙件数及び検挙人員については、第33表の脚注を参照のこと。

数値：暴力団対策課

## 認知・検挙状況

年 比			平 均 対 比			
検 挙 件 数	検 挙 人 員	検挙率(ポイント)	認 知 件 数	検 挙 件 数	検 挙 人 員	検挙率(ポイント)
<b>43</b>	<b>82</b>	<b>△4.3</b>	<b>△35</b>	<b>△15</b>	<b>5</b>	<b>1.4</b>
△2	8	△11.3	△6	△14	△7	△8.7
△23	△21	2.3	△63	△53	△42	4.2
△4	△6	17.4	△18	△12	△16	14.0
△19	△15	△1.5	△45	△41	△26	1.8
2	4	△12.3	3	6	6	5.4
△2	11	△12.3	32	2	7	△11.8
62	56	△1.9	△20	24	11	6.6
6	24	△2.4	19	20	30	1.8
<b>△796</b>	<b>56</b>	<b>△26.5</b>	<b>△2,675</b>	<b>△2,105</b>	<b>△64</b>	<b>6.3</b>
△885	19	△32.8	△1,842	△1,845	△19	1.0
△309	△6	△50.2	△812	△949	△29	△9.5
△49	△1	△5.8	△216	△223	△4	3.7
△28	8	△24.5	△60	△44	2	△1.5
△32	△4	△34.8	△53	△46	2	2.8
△181	△8	△63.0	△158	△209	△22	△31.5
△126	18	△16.2	△318	△187	11	21.1
41	△7	27.1	30	△35	△13	△41.6
15	△1	△28.1	△85	△151	△26	△50.3
33	45	8.5	△779	△74	△5	18.0
<b>153</b>	<b>114</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>△84</b>	<b>△144</b>	<b>-</b>

年 比		平 均 対 比		
検 挙 人 員	うち) 構 成 員	検 挙 件 数	検 挙 人 員	うち) 構 成 員
<b>△87</b>	<b>39</b>	<b>△1,543</b>	<b>△1,042</b>	<b>△222</b>
<b>6</b>	<b>49</b>	<b>△921</b>	<b>△553</b>	<b>△123</b>
△3	△2	△21	△30	△11
14	△14	△151	△179	△60
△2	5	△17	△42	△29
△2	3	△495	△110	△16
2	29	△59	△44	19
9	3	△1	△7	-
<b>△93</b>	<b>△10</b>	<b>△622</b>	<b>△489</b>	<b>△100</b>
1	2	△15	△18	△11
△3	-	△9	△9	-
△96	△7	△460	△343	△70

5 平均対比とは、過去5年間の平均との比較である。

6 重点犯罪とは、重要犯罪、重要窃盗犯、主要知能犯及び暴力団犯罪をいう。

7 重要犯罪とは、凶悪犯に強制わいせつ及び略取誘拐を加えたものを、重要窃盗犯とは、侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすりを、主要知能犯とは、贈収賄罪、詐欺・横領・背任で被害金額が概ね1,000万円以上になる犯罪、組織的又は連続的に行われた有価証券等の偽造又は行使に係る犯罪・偽造通貨行使等に係る犯罪・特殊詐欺を助長する犯罪、企業犯罪、政治的不正事犯、新型コロナウイルス感染症に関する給付金等詐欺及び社会的反響が大きいと認められる重要特異な犯罪をそれぞれいう。